

令和 6 年度 第 1 回伊予市環境審議会 会議録

日 時 令和 6 年 10 月 17 日（木） 10 時から 11 時 30 分

場 所 伊予市庁舎 4 階大会議室

出席委員 治多 伸介、友澤 有希子、日野 桂子、篠崎 健一、對尾 眞也
篠崎 博志、村上 亮子、田畑 勉

事 務 局 産業建設部長 三谷 陽紀
環境政策課 久保 貴比古、松田 智樹、清家 康仁
上下水道課 長岡 崇

傍 聴 者 なし

1 開会

伊予市環境基本条例第 26 条第 2 項の規定により、過半数の出席を得ていることから、会議の成立を確認した。

2 部長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

（1）会長及び副会長の選出

委員互選により、会長に治多 伸介委員、副会長に篠崎 健一委員が就任した。

（2）伊予市環境審議会について

（会長）

続いて、議事の（2）伊予市環境審議会について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

先程、会長及び副会長の選出の際に少し触れた内容を改めて詳しく説明させていただく。委員への委嘱後、初めての審議会となるため、決まりごとの説明となることを了承いただきたい。

資料 1 をご覧いただきたい。環境審議会設置の根拠について、「環境基本法」第 44 条に基づき、市町村はその区域における環境保全のため、学識経験者を含む者で構成される審議会を設置することができる。この法律を根拠に、伊予市では「伊予市環境基本条例」に基づき、市長の諮問機関として本審議会を設置している。

本審議会の目的は、第 23 条に基づき、市長の諮問に応じて本市の環境保全に関する基本的事項を調査、審議をすることである。

審議会の組織については、第 24 条により、委員は 15 人以内で構成されることが定められ、現在は 10 人で組織されている。任期は 2 か年で、皆様の任期は令和 8 年 3 月 31 日までとなる。

第 26 条に基づき、会議の成立には過半数の出席が必要である。

続いて、資料 2 をご覧いただきたい。本市の最高規範である「伊予市自治基本条例」は、本市のまちづくりの根幹を成している。

第 22 条に、審議会の運営に関する規定があり、公募委員の選任、会議及び会議録の公開が求められている。

詳細について、資料 3 の「伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則」で定めており、この規定に基づき、本審議会には、公募の委員 2 人を選任している。

会議等の公開については、資料 4 の「傍聴要領」に従って進めている。また、会議録は会議終了後に作成し、市の HP に掲載する形で公開する。

以上、議事の（2）伊予市環境審議会についての説明を終わる。

（会長）

では、御意見、御質問を頂戴したい。

（会長）

特にないということで、次の議事に移る。

（3）家庭ごみに関する市民アンケート調査結果について

（会長）

続いて、議事の（3）家庭ごみに関する市民アンケート調査結果について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

資料 5 をご覧いただきたい。本市では、平成 18 年度から可燃ごみの指定ごみ袋制度を導入し、排出量に応じた公平性な負担の確保やごみの発生抑制、再生利用の推進等に取り組んでいる。

2 ページをご覧いただきたい。今回の調査は、将来のごみ処理広域化を見据え、指定ごみ袋のサイズ等に関する需要を把握し、制度の検証や減量化施策に活かすことを目的としている。

アンケートの調査対象は、市内在住の満 20 歳以上の市民 1300 人で、実施方法は、郵送調査法と Web 調査を併用した。調査期間は 1 月 19 日から 2 月 22 日の約 1 か月間とした。質問項目には、回答者の居住地、居住形態、年齢、家族構成等に加え、指定ごみ袋のサイズ、市民のごみ減量の取組、指定ごみ袋に関する住民負担、生ごみ処理器と電気式生ごみ処理機に係る補助金の紹介を兼ねた質問が含まれている。3 ページ以降には、質問と回答をグラフ化したものを掲載している。

18 ページをご覧いただきたい。アンケート調査結果について、回収率は 57.15%（742 件 / 1,300 件）でした。結果として、市指定ごみ袋のサイズについては、9 割以上が「今のサイズで良い」と回答した。また、家庭でのごみの減量に関しては、半数以上が生ごみの水

切り等を実施していることが分かる。生ごみ処理に関する補助金の認知度は低く、市民への情報提供や普及啓発が必要との結果となる。市指定ごみ袋の負担割合については、7割の方が「現状のままで良い」と回答した。

これらの結果を受けて、市指定ごみ袋制度は当面の間、現状維持とし、社会情勢の変化に伴って見直しを検討する。また、情報発信や啓発活動を強化し、市民により良いごみ処理施策を展開していきたい。

以上、家庭ごみに関する市民アンケート調査結果についての報告とする。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(委員)

子どもが小学2年生のとき、小学生向けの生ごみコンポストの勉強会に参加した。当時、マンションに住んでいたため、できた堆肥を大量にもらい、活用方法に困った経験がある。その時調べたところ、各地区単位でコンポスト処理を行い、各家庭で出た生ごみを持ち込むことで、できた有機肥料を販売している事例を見つけた。伊予市でも同様の取組ができないか。

(事務局)

現在、中継施設の建設計画を進めている。ご提案いただいた機能も取り入れられればと考えているが、財源や苦情の対象とならないような点についても慎重に検討する必要がある。生ごみではないが、焼却ごみの減量化に向けて、木材を松前町の業者へ持ち込んで堆肥化している。委員ご提案についても、今後の検討課題として受け止めさせていただく。

(委員)

電気式生ごみ処理機とはどのようなものか。

(事務局)

まず、令和5年度の補助実績について、予定件数20基に対して実績件数は20基で、1基あたり上限3万円の補助を行っている。生ごみのほとんどが水分であり、電気乾燥させることにより体積が6分の1になる。サイズはメーカーにより異なるが、一般的には部屋に置くごみ箱くらいの大きさである。

(委員)

生ごみを乾燥させて減量化するイメージなのか。

(事務局)

生ごみを減量化して、その後ごみに出すか堆肥にするかである。生ごみ処理器（コンポスト）と電気式生ごみ処理機の2種類があり、生ごみ処理器の補助もある。

(委員)

アンケート結果に、布団が入るくらいのサイズのごみ袋が欲しいとあった。布団を新調した際、以前は三秋の焼却場に持ち込めていたが、現在は持ち込めなくなった。粗大ごみの戸別回収だと申請から回収までに日数がかかる。マンションでは保管スペースがないため、すぐにでも出したい。布団が入る特大サイズのごみ袋をスーパーやコンビニに置くのは需要が少ないため大変だと思う。例えば、市役所でのみ購入できるようになると助かる。

(事務局)

おっしゃるとおり、以前は焼却場へ持ち込むことができたが、現在は松山市への可燃ごみの持ち込みとなり、受け入れられなくなった。中継施設の建設計画の中で、布団の受け入れについても検討している。施設の完成は令和 12 年と先になるので、当面は 45ℓのごみ袋に分けて入れるか、粗大ごみの回収で対応していただきたい。

(委員)

掛け布団であれば圧縮することで 45ℓのごみ袋に入るが、敷布団は難しい。裁断して出すのも困難である。木材は 50 cmの長さに束ねて出すことは可能だが、布団は紐で縛っても粗大ごみでしか出せないのか。

(事務局)

現状はおっしゃるとおり。中継施設の建設の際に、これらについても検討させていただきたい。

(4) クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について

(会長)

続いて、議事の(4) クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料 6 をご覧いただきたい。まず、クーリングシェルターの概要について説明させていただく。クーリングシェルターとは、気候変動適応法に基づき市町村長が指定した、誰もが利用できる暑さをしのげる施設である。主な目的は、熱中症の予防と市民の健康を守ることにある。令和 6 年 4 月 1 日より改正された気候変動適応法が全面施行され、クーリングシェルターの設置が可能となった。市町村は、適切な冷房設備を備えた施設をクーリングシェルターとして指定することができる。

クーリングシェルターの特徴は、

- ① 定期的にメンテナンスされた適切な冷房設備を備えていること。
- ② 環境省の定める基準を満たしていること。
- ③ 公民館や図書館などの公共施設が多く指定されていること。

などが挙げられる。

運用方法について、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された際には、あらかじめ公表された開放日に施設を開放することが義務付けられている。

熱中症特別警戒情報は、環境省と気象庁が発信し、熱中症の危険性が「極めて高い」と予測される場合に注意喚起するもので、前日の午後 2 時に発表される。発表基準は、暑さ指数(WBGT)が 35 以上になるときで、今年度の運用期間は、令和 6 年 4 月 24 日から令和 6 年 10 月 23 日までである。

本市では、公共施設、11 か所を指定している。

利用上の注意事項は、

- ① 施設により開放される日時が異なるため、事前に確認が必要。

- ② 施設の改修や臨時休館等により、開放されていない場合がある。
- ③ 自宅にエアコンがある場合など、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではない。
- ④ 施設の指示に従っていただく必要がある。

などが挙げられる。

クーリングシェルターは、熱中症のリスクが高まる状況下で人々が安全に暑さをしのぐための重要な施設として機能することが期待されており、対象施設にはクーリングシェルターマークを掲示している。今後は、民間事業者とも連携し、民間施設での指定を進める予定である。

以上、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定についての報告とする。

（会長）

では、御意見、御質問を頂戴したい。

（会長）

令和 6 年 4 月 1 日の法改正に対して、今年度から新規設置という理解でよろしいか。

（事務局）

お見込みのとおり。なお、伊予市では 8 月 26 日に 9 施設、9 月 5 日に 2 施設を指定した。

（会長）

今年度からということで、市民への広報などはどのようになっているのか。また、具体的な利用方法については。

（事務局）

広報紙や市 HP で周知はしたが、市民全員に理解してもらっているかは不明である。熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応として、日本全国でも過去に暑さ指数 35 以上となったことはない。気温だけでなく湿度、日射・輻射熱の 3 つの要素を取り入れて熱中症の危険度を可視化したもので、愛媛県には 14 か所の観測地点があり、全ての地点で 35 以上に達する予測がないと発表されない。過去最高値は 34 で、2020 年 8 月の埼玉県で観測された。市議会でも関心が高く、伊予市もクーリングシェルターの指定を行った。伊予市ではクールシェアも推奨しており、各家庭で個別にエアコンを使用するよりも公共施設等を活用することで、電気代の節約や CO2 の削減にもつながると考えている。

指定が 8 月下旬であったため、暑さのピークも過ぎていた。来年度には民間施設への拡大を予定しており、改めて市民への広報も行いたいと考えている。

（委員）

郡中地区公民館を月 1 回使用している。松山市がクーリングシェルターを設置したというニュースを見て、伊予市では設置しないのかと思っていたら設置された。公民館の玄関にマークが掲示されていて、こういう取組が始まったのだと話していた。郡中地区公民館は 3 人程度の利用とされているが、高齢者の利用も多く、3 人では足りないと感じる。1 階ロビーではスペースもなく、イスの数を増やすのも難しいため、こうした施設を今後もっと増やしてもらえると嬉しい。以前、防災分野で話をさせてもらった際、松山市は市内のスーパー等に声かけして高齢者の休憩のお願いをしていると知った。自主防災の立場から

市内のスーパーにお願いに上がったところ、快諾していただけた。スーパーなら空調も整備されイスもあり、飲み物も購入できる。今後、利用者が利用しやすい体制を考えていただきたい。

（事務局）

熱中症特別警戒アラートは、前日午後 2 時に発表されるため、その際にはイスの増設などを検討したい。現在、民間施設もルールを守っていただければ利用可能ですし、公共施設もルールを守っていただければ休憩のため利用していただくことは問題ない。実際に発表された場合、高齢者には外出を控えるよう注意喚起し、自宅にエアコンがある場合は自宅で過ごしていただくことが基本である。

（委員）

雨が降り避難勧告が出された際、高齢者は移動手段がない場合がある。クーリングシェルターについても、高齢者の中には行きたくても行けない方がいることを念頭に置いてほしい。

（事務局）

移動できない高齢者の方に対しては、地域の方々と協力いただき情報認識のうえ、対応いただければ助かる。行政も全てのことを把握することは不可能であるため、地域の皆様に協力をいただきたい。いざという時には、情報提供いただければ行政も対応したいと考えている。また、クーリングシェルターについては、先ほども申したとおり、自宅にエアコンがある場合は、熱中症のリスクも高くなるため、高齢者はなるべく自宅で過ごしていただきたい。

（事務局）

補足をさせていただく。現在、クーリングシェルターの設置に関しては、環境保護の観点から環境政策課が対応している。最終的には市民の皆様の命を守ることにともなうので、保健センターや高齢者に関する問題については長寿介護課と連携し、庁内で情報共有しながら、市民の安全・安心を確保していく体制を構築する必要があると考える。そのためにも地域の皆様の協力をいただきながら取り組んでいきたい。熱中症特別警戒アラートの発表の有無に関わらず、体調については個人差もあるため、情報収集を行い、適切な周知に努めてまいりたい。

（会長）

今年度からの取組ということで、実際にやってみないとわからない点も多いと思う。利用の実績や運用の仕方について、1 年が終わった際に報告を審議会で行っていただけないか。クーリングシェルターだけでなく、熱中症対策は今後の大きな課題だと考える。今後の見通しやフォローについていかがでしょうか。

（事務局）

来年度は民間施設の募集も行うので、それらも含めて審議会でも報告させていただく。

（会長）

委員の皆様も協力的なので、適切なタイミングで報告いただきたい。

（５）ガバメントクラウドファンディングについて

（会長）

続いて、議事の（５）ガバメントクラウドファンディングについて、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

資料 7 をご覧いただきたい。本市では、動物愛護の観点から、無秩序な繁殖による飼い主のいない猫を増やさないために平成 25 年度から猫の不妊去勢手術の費用を助成している。しかし、近年の動物愛護意識の高まりにより、活動される方が増加する一方で、年度途中で予定件数に達してしまい、需要に追いついていない状況が続いている。

そこで、初の取組として、クラウドファンディング型ふるさと納税であるガバメントクラウドファンディングを実施することとした。7 月 1 日から 9 月 28 日までの 90 日間で、全国の皆様から 36 件、842,000 円のご支援をいただいた。

寄付金は、不妊去勢手術費補助事業の充実や、地域住民の合意と協力のもと、活動支援に活用する予定である。

また、来年度以降も関係課と相談しながら、ガバメントクラウドファンディングを継続し、人と猫が共存し、不幸な命をこれ以上増やさない『猫のくらしを守るまち』を目指していきたい。

以上、ガバメントクラウドファンディングについての報告とする。

（会長）

では、御意見、御質問を頂戴したい。

（委員）

これは飼い主のいる猫の不妊去勢手術のことだと思うが、私は補導委員として郡中校区を青パトで巡回している。以前に比べ猫を見かけなくなり、数が減ったのかと思っていたら、市民から餌をやる人がいるため、飼い主のいない猫が多いと言われた。餌をやる人がいる限り、子猫が生まれ続けており、捕獲でもしなければ猫は減らない。しかし、動物愛護法により餌やりを注意することができず、環境が悪化する懸念があるが事務局はこの問題についてどう考えているのか。

（事務局）

伊予市では、県からの補助金が打ち切られた後も、飼い主のいる猫だけでなく飼い主のいない猫にも補助している。猫は犬と異なり、狂犬病予防法のような規制する法律がないため、動物愛護法により捕獲が禁止されている。県外では職員が逮捕された事例もある。餌やりについては苦情があれば対応しているが、法律に違反していないため止めさせることができない。

今年度、地域猫活動に取り組んでいる事例がある。解決には、行政と地域の協力が必要不可欠である。

（委員）

先ほど、継続的な取組と伺った。今年は 9 月 28 日までですが、来年も同様に実施するのか。実は寄付を試みたのだが、うまくいかず断念した。来年も実施するなら協力したい。

(事務局)

来年度以降も継続する考えである。所管は地域創生課だが、連携して内容を少し変更する予定である。ふるさと納税では返礼品がもらえるが、市民が寄付できないため、ガバメントクラウドファンディングと併用して実施することを検討している。

(委員)

これは地域の話で、参考にしてもらえればと思う。国道から入ってすぐのところに犬寄地区がある。捨て犬捨て猫が多い。しかし、一週間ぐらいすると姿を見なくなる。自力で生きていけないのだと思う。せっかく飼った犬や猫なので、飼い主として最後まで面倒を見てもらいたい。また地域内でも犬や猫の鳴き声などの問題もある。これが私の住む地域の現状である。

(事務局)

犬については、通報があればケージで捕獲できるが、猫は捕獲できないため、地域の方に対応していただいている。また、苦情等ありましたら、環境政策課にお寄せいただきたい。

ちなみに昨年度の不妊去勢補助の実績については、飼い主のいる犬は 30 件、飼い主のいる猫は 54 件、飼い主のいない猫は 66 件（オスが 30 件、メスが 36 件）である。

(6) 食ロス削減及び特産品の PR に向けた連携協定について

(会長)

続いて、議事の(6)食ロス削減及び特産品の PR に向けた連携協定について、事務局から報告をお願いする。

(事務局)

資料 8 をご覧いただきたい。5 月 20 日に伊予市・株式会社クラダシ・株式会社愛媛銀行が相互の資源を生かし、食品ロス削減に対する意識の向上に加え、担い手不足による未収穫産品の解消、食品ロス削減に向けた消費行動への変容を促し、伊予市の特産品 PR と地域活性化を目指して、食ロス削減及び特産品の PR に向けた連携協定を締結した。

株式会社クラダシは、「ソーシャルグッドカンパニーでありつづける」をミッションに掲げ、消費可能でありながら通常の流通ルートでの販売が困難な商品を買取り、社会貢献型ショッピングサイト「Kuradashi」で販売することで、フードロスをはじめとしたさまざまな社会課題の解決に取り組んでいる。また、自らが社会貢献活動を行うために創設した基金、「クラダシ基金」を活用し、社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を展開するなど、連携協定締結自治体と協働した地方創生事業にも取り組んでいる。

経営理念に「ふるさとの発展に役立つ銀行」を掲げる愛媛銀行は、地域の皆さまに親しまれ、地域課題への取り組みを実施されている。特に、クラダシチャレンジに携わる関係者への金融リテラシー講座の開催などにも取り組んでいる。

協定に基づく連携・協力事項は、

① 本連携事業に関する周知・広報

② 株式会社クラダシが運営するソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」及び関連事

業の事業者に向けた普及啓発活動

③ 学生が一次産品の収穫等の支援を行う社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」の実施

④ 伊予市の特産品 PR 及び地域活性化に向けた取組

これらの取組について、相互の連携協力を円滑かつ効率的に進めるため、連絡調整や情報交換等を密に行い、本市が抱える地域課題の解決に向けた取組を推進していく。

この取組の一環として、県内外の大学生 4 名に伊予市の魅力を体験し、地域の魅力発信や課題解決に向けた意見交換を行う社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を 9 月 26 日から 10 月 1 日までの 6 日間で開催した。農業振興課を中心に、(株)プロシーズに学生を受け入れてもらい、中山栗の収穫支援及び加工を体験し、市内をめぐりながら市の魅力を発見し、意見交換を行った。

この連携協定とは、直接の関係はないが、食品ロス削減の啓発活動の一環として、市役所 1 階ロビーにおいて 10 月 15 日から 30 日まで食品ロス削減パネル展を開催している。お帰りの際にご覧ください。

以上、食ロス削減及び特産品の PR に向けた連携協定についての報告とする。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(委員)

クラダシチャレンジについては、かなり PR 等されている。食品ロスの削減に興味があり、パネル展をしているとのことで、帰りに見てみたい。それ以外の取組について伺いたい。

(事務局)

食品ロスについては、市民への啓発や食べきり運動の推進、3010（さんまるいちまる）運動、生ごみ処理機の購入補助のほか、クラダシの取組の支援などを継続して行っていきたいと考えている。

(7) その他

(会長)

最後、議事の(7) その他について、審議、連絡等あればお願いします。はじめに委員から何かないか。なければ、事務局から何かあるか。

(事務局)

次回の審議会の開催は、令和 7 年 2 月 12 日（水）午前中の開催を予定している。

内容としては、環境基本計画等の進捗状況や、令和 7 年度の一般廃棄物処理実施計画(案)の審議ほか、令和 6 年度の主な取組についての報告事項が中心となる予定である。

以上、連絡を終わる。

(会長)

環境基本計画等の進捗状況という話があったが、令和 4 年度に計画を策定する際、確認作業等を審議会で行っていた。再任された委員は内容もよく理解しているが、新任の委員も半数以上いるため、計画を事前に提供いただけないか。

（事務局）

環境基本計画と地球温暖化実行計画（地域施策編）の本編と概要版を事前に送付させていただく。

（会長）

他にないようなら、本日の議事を終了する。委員の皆様の円滑な進行への協力にお礼申し上げます。進行を事務局へ返す。

（事務局）

以上で第1回伊予市環境審議会を閉会とする。